

(別紙 1) 公募対象地別の募集条件等

公募対象地 1 旧西浦小中学校グラウンド

1 提案を募集する観光誘客施設について

- ・誘客効果が期待できる飲食施設とします。
- ・「観光誘客施設」と一体的な整備・運営が必要な機能（緑地帯、休憩施設、駐車場など）も含めて提案してください。
- ・提案内容は日照や騒音など隣接する施設等に影響を与えないものとしてください。

2 提案を募集する範囲、貸し付ける範囲について

- ・提案を募集する範囲は物件調書に示す通りとします。貸し付ける範囲、貸し付ける面積は提案内容を踏まえ敦賀市が決定します。
- ・貸し付けを受ける範囲を適切に維持管理するとともに周囲の景観と調和する美観を維持してください。なお、それらに要する費用は提案者が負担してください。
- ・土地の貸付期限が到来した場合、あるいは公募対象地を借り受けて実施する事業を終了する場合等は、原則として原状に復旧して返還してください。

3 お客様用駐車場の整備について

- ・整備、運営する飲食施設のお客様用駐車場も提案書に記載してください。ただし、駐車場の設置場所や広さ、設置に伴い整備する工作物については敦賀市と優先交渉権者が協議して決定します。

4 既存の建築物や工作物の取り扱いについて

- ・提案する範囲にある既存の建築物や工作物の形状変更・移設・撤去、土地の造成を伴う提案を行うことができます。ただし、実施内容や必要な対策は敦賀市と優先交渉権者の協議により決定します。

5 その他の条件

- ・旧西浦小中学校は災害時の指定避難所、放射線防護対策施設になっています。自動車避難してきた住民の駐車場、物資運搬車両の積み下ろしスペースなどが必要となるため、避難所開設時には、そのための駐車スペースを確保してください。なお、駐車スペースの面積については、提案される施設の内容を踏まえて敦賀市と優先交渉権者の協議により決定します。
- ・また、選挙の投票所でもあります。選挙の際の飲食施設の運営方法等については、提案される施設の内容を踏まえて敦賀市と優先交渉権者の協議により決定します。

6 法令等に基づく制限について

- ・若狭湾国定公園第 2 種特別区域に該当し、自然公園法に基づく規制の対象です。
- ・提案する施設の整備、運営に必要な手続きをその他の各種法令に基づき適切に対応してください。

(別紙 1) 公募対象地別の募集条件等

公募対象地 2 旧常宮小学校グラウンド

1 提案を募集する観光誘客施設について

- ・誘客効果が期待できる飲食施設とします。
- ・「観光誘客施設」と一体的な整備・運営が必要な機能（緑地帯、休憩施設、駐車場など）も含めて提案してください。
- ・提案内容は日照や騒音など隣接する施設等に影響を与えないものとしてください。

2 提案を募集する範囲、貸し付ける範囲について

- ・提案を募集する範囲は物件調書に示す通りとします。貸し付ける範囲、貸し付ける面積は提案内容を踏まえ敦賀市が決定します。
- ・貸し付けを受ける範囲を適切に維持管理するとともに周囲の景観と調和する美観を維持してください。なお、それらに要する費用は提案者が負担してください。
- ・土地の貸付期限が到来した場合、あるいは公募対象地を借り受けて実施する事業を終了する場合等は、原則として原状に復旧して返還してください。

3 お客様用駐車場の整備について

- ・整備、運営する飲食施設のお客様用駐車場も提案書に記載してください。ただし、駐車場の設置場所や広さ、設置に伴い整備する工作物については敦賀市と優先交渉権者が協議して決定します。

4 既存の建築物や工作物の取り扱いについて

- ・提案する範囲にある既存の建築物や工作物の形状変更・移設・撤去、土地の造成を伴う提案を行うことができます。ただし、実施内容や必要な対策は敦賀市と優先交渉権者の協議により決定します。

5 その他の条件

- ・旧常宮小学校は災害時の指定避難所、放射線防護対策施設になっています。自動車避難してきた住民の駐車場、物資運搬車両の積み下ろしスペースなどが必要となるため、避難所開設時には、そのための駐車スペースを確保してください。なお、駐車スペースの面積については、提案される施設の内容を踏まえて敦賀市と優先交渉権者の協議により決定します。
- ・また、選挙の投票所でもあります。選挙の際の飲食施設の運営方法等については、提案される施設の内容を踏まえて敦賀市と優先交渉権者の協議により決定します。

6 法令等に基づく制限について

- ・若狭湾国定公園第 2 種特別区域に該当し、自然公園法に基づく規制の対象です。
- ・提案する施設の整備、運営に必要な手続きをその他の各種法令に基づき適切に対応してください。

(別紙1) 公募対象地別の募集条件等

公募対象地3 エンゼルライン 第1展望スペース(1)

1 提案を募集する観光誘客施設について

- ・誘客効果が期待できる観光・商業施設等とします。宿泊施設を提案する場合は、価格帯や客層等が小浜市内の既存の宿泊施設と明確に差別化できるものとしてください。
- ・「観光誘客施設」と一体的な整備・運営が必要な機能(緑地帯、休憩施設、駐車場など)も含めて提案してください。
- ・第1展望スペースと第2展望スペースを一体的に活用する方法を提案することもできます。その場合は、第2展望スペースについても提案書類を提出してください。

2 第1展望スペース全体の土地利用計画について

- ・第1展望スペース全体について、「観光誘客施設」と「展望公園」で構成する土地利用計画を提案してください。
- ・例えば、「観光誘客施設」と「展望公園」に共通するコンセプトを採用する方法や、一体感のあるデザインを採用する方法など、第1展望スペース全体の魅力や誘客力を高めることができる提案を検討してください。
- ・「観光誘客施設」と「展望公園」の配置やスペースの割り振り、「展望公園」の規模などは県、小浜市、優先交渉権者が協議して決定します。

3 提案を募集する範囲、貸し付ける範囲について

- ・提案を募集する範囲は物件調書に示す通りとします。貸し付ける範囲、貸し付ける面積は、原則として「展望公園」を除く範囲とします。
- ・「展望公園」の整備や維持管理に関することは様式第4号(資金計画および収支計画)に含めないでください。
- ・貸し付けを受ける範囲を適切に維持管理するとともに、周囲の景観と調和する美観を維持してください。なお、それらに要する費用は提案者が負担してください。
- ・土地の貸付期限が到来した場合、あるいは公募対象地を借り受けて実施する事業を終了する場合等は、原則として原状に復旧して返還してください。

4 優先交渉権者の選定について

- ・複数の提案者から提案を受けた場合において、提案内容を審査した結果、公募対象地を効果的に活用できると考えられる場合、複数の提案者を優先交渉権者として選定することもあります。

5 既存の建築物や工作物の取り扱いについて

- ・提案する範囲にある既存の建築物や工作物の形状変更・移設・撤去、土地の造成を伴う提案を行うことができます。ただし、実施内容や必要な対策は提案される計画を踏まえて、県、小浜市、優先交渉権者が協議により決定します。

6 法令に基づく制限について

- ・若狭湾国定公園第2種特別区域に該当し、自然公園法に基づく規制の対象です。
- ・県道泊小浜停車場線の道路区域に指定されており、提案される内容を踏まえ、必要に応じて道路区域の一部廃止等を検討します。
- ・施設の整備や運営にあたり道路法に基づく手続きが必要になる場合があります。
- ・その他、提案する施設の整備、運営に必要な手続きをその他の各種法令に基づき適切に対応してください。

公募対象地3 エンゼルライン 第1展望スペース(2)

7 県道泊小浜停車場線エンゼルライン区間の通行規制について

- ・公募対象地の接道である県道泊小浜停車場線のエンゼルライン区間は19時から翌朝7時まで通行止としています。
- ・また、11月30日19時から4月1日7時までは冬期間通行止としています。
- ・施設の利用者や利用方法など提案される内容を踏まえ、必要に応じて対応を検討します。

8 異常気象時の通行規制について

- ・エンゼルライン区間は、時間雨量20mmまたは連続雨量80mmまたは強風注意報発令のいずれかに該当する場合、通行を規制(通行止)する区間です。

9 インフラ環境について

- ・エンゼルライン区間には、上水、下水に関する市の行政サービスが供給されていません。上水は給水車等、下水道は浄化槽等による対応を前提としますが、その他の提案内容については小浜市と協議してください。

(別紙 1) 公募対象地別の募集条件等

公募対象地 4 エンゼルライン 第 2 展望スペース (1)

1 提案を募集する観光誘客施設について

- ・誘客効果が期待できる観光・商業施設等とします。宿泊施設を提案する場合は、価格帯や客層等が小浜市内の既存の宿泊施設と明確に差別化できるものとしてください。
- ・「観光誘客施設」と一体的な整備・運営が必要な機能（緑地帯、休憩施設、駐車場など）も含めて提案してください。
- ・第 2 展望スペースと第 1 展望スペースを一体的に活用する方法を提案することもできます。その場合は第 1 展望スペースについても提案書類を提出してください。

2 提案を募集する範囲、貸し付ける範囲について

- ・提案を募集する範囲は物件調書に示す通りとします。貸し付ける範囲、貸し付ける面積は、提案内容を踏まえ県、小浜市が協議して決定します。
- ・貸し付けを受ける範囲を適切に維持管理するとともに、周囲の景観と調和する美観を維持してください。なお、それらに要する費用は提案者が負担してください。
- ・土地の貸付期限が到来した場合、あるいは公募対象地を借り受けて実施する事業を終了する場合等は、原則として原状に復旧して返還してください。

3 第 2 展望スペースにおける占用物件について

- ・第 2 展望スペースには民間事業者が設置、使用する通信用アンテナなど（以下「占用物件」という）が設置されています。
- ・貸し付けを受ける土地の利用計画や提案する施設の整備計画を作成するにあたり占用物件との調整が必要になります。
- ・合同現地説明会や個別の現地調査において、占用物件の詳細や維持管理などに必要なスペース、留意事項などについて説明します。

4 既存の建築物や工作物の取り扱いについて

- ・提案する範囲にある既存の建築物や工作物の形状変更・移設・撤去、土地の造成を伴う提案を行うことができます。ただし、実施内容や必要な対策は提案される計画を踏まえて、県、小浜市、優先交渉権者が協議により決定します。

5 法令に基づく制限について

- ・若狭湾国定公園第 2 種特別区域に該当し、自然公園法に基づく規制の対象です。
- ・県道泊小浜停車場線の道路区域に指定されており、提案される内容を踏まえ、必要に応じて道路区域の一部廃止等を検討します。
- ・施設の整備や運営にあたり道路法に基づく手続きが必要になる場合があります。
- ・その他、提案する施設の整備、運営に必要な手続きをその他の各種法令に基づき適切に対応してください。

6 県道泊小浜停車場線エンゼルライン区間の通行規制について

- ・公募対象地の接道である県道泊小浜停車場線のエンゼルライン区間は 1 9 時から翌朝 7 時まで通行止としています。
- ・また、1 1 月 3 0 日 1 9 時から 4 月 1 日 7 時までは冬期間通行止としています。
- ・施設の利用者や利用方法など提案される内容を踏まえ、必要に応じて対応を検討します。

公募対象地 4 エンゼルライン 第2展望スペース（2）

7 異常気象時の通行規制について

- ・エンゼルライン区間は、時間雨量20mmまたは連続雨量80mmまたは強風注意報発令のいずれかに該当する場合、通行を規制（通行止）する区間です。

8 インフラ環境について

- ・エンゼルライン区間には、上水、下水に関する市の行政サービスが供給されていません。上水は給水車等、下水道は浄化槽等による対応を前提としますが、その他の提案内容については小浜市と協議してください。

(別紙１) 公募対象地別の募集条件等

公募対象地５ 鯉川シーサイドパーク（１）

１ 提案を募集する観光誘客施設について

- ・誘客効果が期待できる宿泊施設や飲食施設等、「みなと緑地ＰＰＰ」の制度が想定する収益施設とします。
- ・価格帯や客層等が小浜市内などの既存宿泊施設と明確に差別化できるものとしてください。
- ・「観光誘客施設」と一体的な整備・運営が必要な機能（緑地帯、休憩施設、駐車場など）も含めて提案してください。
- ・提案内容は日照や騒音など隣接する民家や事業所等に影響を与えないものとしてください。

２ 海水浴場としての運営に必要な機能や緑地の確保について

- ・鯉川シーサイドパークは住民や観光客が自由に出入りしてレジャーなどを楽しめる公共的なスペースとして利用されています。
- ・提案する内容は、海水浴場の機能や緑地スペースなどと両立できる計画としてください。
- ・海水浴場の機能や緑地スペースを維持する広さや内容は、県、小浜市、優先交渉権者が協議して決定します。

３ みなと緑地ＰＰＰの制度について

- ・鯉川シーサイドパークは「みなと緑地ＰＰＰ」の制度が適用されます。
- ・「みなと緑地ＰＰＰ」は官民連携により港湾区域の賑わい空間を創出するための制度です。
- ・港湾区域内の緑地等に宿泊施設や飲食施設等の収益施設を整備し、その収益の一部を還元して緑地等のリニューアルや休憩施設、案内施設、駐車場など公共的な機能を整備して維持管理する事業を実施する民間事業者に対し、緑地等の行政財産の長期貸付を可能とする認定制度です。貸付期間は３０年以内になります。
- ・詳細を国土交通省のホームページで確認し、当該制度が求める条件や必要な手続きなどを踏まえて提案してください。
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000061_2.html
- ・実施協定締結や土地の貸し付けに関する手続きを進めるためには、県や小浜市などとの協議・調整を完了後、「みなと緑地ＰＰＰ」の制度に基づき港湾環境整備計画を福井県に提出し認定を受けることが必要です。

４ 収益還元により整備・運営する公共的な機能について

- ・緑地等のリニューアルや休憩施設、案内施設、駐車場など、鯉川シーサイドパーク利用者にとって利便性の高い施設等、収益を還元する公共的な機能の整備・維持管理について提案してください。
- ・収益還元により整備する施設等の内容や規模は、提案内容を踏まえて県、小浜市、優先交渉権者が協議により決定します。
- ・収益還元により整備される施設等は、貸付期間終了後に県または小浜市に帰属する施設とします。

５ 提案を募集する範囲、貸し付ける範囲について

- ・提案を募集する範囲は物件調書に示す通りとします。
- ・貸し付ける範囲、貸し付ける面積は、提案内容を踏まえ県、小浜市が協議して決定します。
- ・ただし、海水浴場の機能を維持するために必要なスペースや緑地スペースは貸し付ける対象としません。
- ・貸し付けを受ける範囲を適切に維持管理するとともに周囲の景観と調和する美観を維持してください。なお、それらに要する費用は提案者が負担してください。
- ・土地の貸付期限が到来した場合、あるいは公募対象地を借り受けて実施する事業を終了する場合等は、原則として原状に復旧して返還してください。

公募対象地5 鯉川シーサイドパーク（2）

6 既存の建築物や工作物の取り扱いについて

- ・提案する範囲にある既存の建築物や工作物の形状変更・移設・撤去、土地の造成を伴う提案を行うことができます。ただし、実施内容や必要な対策は県、小浜市、優先交渉権者の協議により決定します。

7 法令に基づく制限について

- ・提案する施設の整備、運営に必要な手続きをその他の各種法令に基づき適切に対応してください。

(別紙 1) 公募対象地別の募集条件等

公募対象地 6 水晶浜の見える丘

1 提案を募集する観光誘客施設について

- ・所得の高い国内外の観光客を主なターゲットとする客単価の高い宿泊施設とします。(リゾートホテル、会員制ホテル、オーベルジュ等)
- ・価格帯や客層等が美浜町内の既存の宿泊施設と明確に差別化できるものとしてください。
- ・「観光誘客施設」と一体的な整備・運営が必要な機能(緑地帯、休憩施設、駐車場など)も含めて提案してください。
- ・提案内容は日照や騒音など隣接する施設や民家等に影響を与えないものとしてください。

2 提案を募集する範囲、貸し付ける範囲について

- ・提案を募集する範囲は物件調書に示す通りとします。貸し付ける範囲、貸し付ける面積は、提案内容を踏まえ美浜町が決定します。
- ・貸し付けを受ける範囲を適切に維持管理するとともに周囲の景観と調和する美観を維持してください。なお、それらに要する費用は提案者が負担してください。
- ・土地の貸付期限が到来した場合、あるいは公募対象地を借り受けて実施する事業を終了する場合等は、原則として原状に復旧して返還してください。

3 既存の建築物や工作物の取り扱いについて

- ・提案する範囲にある既存の建築物や工作物の形状変更・移設・撤去、土地の造成を伴う提案を行うことができます。ただし、実施内容や必要な対策は美浜町と優先交渉権者の協議により決定します。

4 接道について

- ・「水晶浜の見える丘」は県道佐田竹波敦賀線に面する土地ですが、県道との高低差があり県道から直接進入できる道路がありません。
- ・「水晶浜の見える丘」と県道をつなぐ現況の道路は地権者が管理する私道です。共用することについて地権者の承諾を得ていますが、利用方法は地権者と町が協議して決定します。

5 法令等に基づく制限について

- ・若狭湾国定公園第2種特別区域、第3種特別区域に該当し、自然公園法に基づく規制の対象です。
- ・提案する施設の整備、運営に必要な手続きをその他の各種法令に基づき適切に対応してください。

6 異常気象時の通行規制について

- ・公募対象地の接道である県道佐田竹波敦賀線や周辺の県道竹波立石縄間線は、連続雨量が140mmに達した場合、通行を規制(通行止)する路線です。

(別紙1) 公募対象地別の募集条件等

公募対象地7 久々子湖の見える丘

1 提案を募集する観光誘客施設について

- ・所得の高い国内外の観光客を主なターゲットとする客単価の高い宿泊施設とします。
(リゾートホテル、会員制ホテル、オーベルジュ等)
- ・価格帯や客層等が美浜町内の既存の宿泊施設と明確に差別化できるものとしてください。
- ・「観光誘客施設」と一体的な整備・運営が必要な機能(緑地帯、休憩施設、駐車場など)も含めて提案してください。
- ・提案内容は日照や騒音など隣接する施設や民家等に影響を与えないものとしてください。

2 提案を募集する範囲、貸し付ける範囲について

- ・提案を募集する範囲は物件調書に示す通りとします。貸し付ける範囲、貸し付ける面積は、提案内容を踏まえ美浜町が決定します。
- ・貸し付けを受ける範囲を適切に維持管理するとともに周囲の景観と調和する美観を維持してください。なお、それらに要する費用は提案者が負担してください。
- ・土地の貸付期限が到来した場合、あるいは公募対象地を借り受けて実施する事業を終了する場合等は、原則として原状に復旧して返還してください。

3 既存の建築物や工作物の取り扱いについて

- ・提案する範囲にある既存の建築物や工作物の形状変更・移設・撤去、土地の造成を伴う提案を行うことができます。ただし、実施内容や必要な対策を美浜町と優先交渉権者の協議により決定します。

4 接道について

- ・「久々子湖の見える丘」は幹線町道久々子・気山線に面する土地ですが、道路との高低差があります。
- ・現況では町道から直接進入できる道路がありませんが、町道からの出入用通路を造成することはできます。

5 法令等に基づく制限について

- ・龍澤寺遺跡を包蔵しており、提案施設を整備するにあたり町と協議が必要になります。
- ・提案する施設の整備、運営に必要な手続きをその他の各種法令に基づき適切に対応してください。

(別紙1) 公募対象地別の募集条件等

公募対象地8 城山公園・城山荘(1)

1 提案を募集する観光誘客施設について

【共通】

- ・共通するコンセプトを「旧城山荘」と「城山公園」に採用するなど、エリア全体の魅力や誘客力を高めることができる土地利用計画やデザインを提案してください。
- ・提案内容は日照や騒音など隣接する施設や民家等に影響を与えないものとしてください。

【旧城山荘】

- ・誘客効果が期待でき、町内宿泊施設のフラッグシップとなるべき宿泊施設とコンベンション(飲食可)を開催できる機能を有する施設の整備・運営について提案してください。
- ・価格帯や客層等が高浜町内の既存の施設と明確に差別化できるものとしてください。
- ・「観光誘客施設」と一体的な整備・運営が必要な機能(緑地帯、休憩施設、駐車場など)も含めて提案してください。

【城山公園】

- ・観光客や住民が集まり賑わう新たな「公園機能」を軸に芝生広場の土地利用計画を提案してください。
- ・例えば飲食施設など「公園機能」と両立できうる「観光誘客施設」の設置や、ソフト事業など公園スペースを活用して収益を生むアイデアなども提案してください。
- ・芝生広場における公園スペースと「観光誘客施設」の配置やスペースの割り振り、公園スペースの規模などは高浜町と優先交渉権者が協議して決定します。
- ・芝生広場、天王山、城山については大型施設の設置を想定していません。自然の魅力を生かした活用方法を提案してください。

2 提案を募集する範囲、貸し付ける範囲等について

【共通】

- ・提案を募集する範囲は物件調書に示す通りとします。
- ・貸し付けを受ける範囲を適切に維持管理するとともに周囲の景観と調和する美観を維持してください。なお、それらに要する費用は提案者が負担してください。
- ・土地の貸付期限が到来した場合、あるいは公募対象地を借り受けて実施する事業を終了する場合等は、原則として原状に復旧して返還してください。

【旧城山荘】

- ・貸し付ける範囲、貸し付ける面積は、提案内容をふまえて高浜町が決定します。

【城山公園】

- ・管理運営方法などは提案の内容により高浜町が優先交渉権者と協議して決定します。

公募対象地 8 城山公園・城山荘（２）

3 既存の建築物や工作物の取り扱いについて

【共通】

- ・既存の建築物や工作物の形状変更・移設・撤去、土地の造成を伴う提案を行うことができます。ただし、実施内容や必要な対策を高浜町と優先交渉権者の協議により決定します。

【旧城山荘】

- ・既存建築物や工作物等の解体による新築を提案してください。

【城山公園】

- ・遊歩道および城跡の大規模な掘削や造成等を伴う内容は提案できません。詳細は高浜町、優先交渉権者などによる協議により決定します。
- ・公園内に町道（公衆用道路）路線として認定している敷地の活用を提案する場合は高浜町などとの協議を必要とします。

4 法令等に基づく制限について

- ・城山荘は都市計画区域外ですが、公募対象地の一部が近隣商業地域です。
- ・若狭湾国定公園第２種特別区域に該当し、自然公園法に基づく規制の対象です。
- ・急傾斜地特別警戒区域があります。
- ・天王山、城山周辺には保安林があります。
- ・埋蔵文化財包蔵エリアが含まれており、提案施設を整備するにあたり町と協議が必要になります。
- ・提案する施設の整備、運営に必要な手続きをその他の各種法令に基づき適切に対応してください。

(別紙 1) 公募対象地別の募集条件等

公募対象地 9 食見海岸緑地帯

1 提案を募集する観光誘客施設について

- ・誘客効果が期待できる宿泊施設や飲食施設としてください。
- ・価格帯や客層等が若狭町内の既存の宿泊施設と明確に差別化できるものとしてください。
- ・「観光誘客施設」と一体的な整備・運営が必要な機能（緑地帯、休憩施設、駐車場など）も含めて提案してください。
- ・飲食施設を提案する場合、地元料理人の活用について若狭町と協議してください。
- ・提案内容は日照や騒音など隣接する施設や民家等に影響を与えないものとしてください。

2 提案を募集する範囲、貸し付ける範囲について

- ・提案を募集する範囲は物件調書に示す通りとします。貸し付ける範囲、貸し付ける面積は、提案内容を踏まえ県と若狭町が協議して決定します。
- ・貸し付けを受ける範囲を適切に維持管理するとともに周囲の景観と調和する美観を維持してください。なお、それらに要する費用は提案者が負担してください。
- ・物件調書に示す範囲以外の緑地帯を使用したい場合は、それらを含めて提案することができます。ただし、使用の可否について関係者との協議が必要です。
- ・土地の貸付期限が到来した場合、あるいは公募対象地を借り受けて実施する事業を終了する場合等は、原則として原状に復旧して返還してください。

3 近畿自然遊歩道について

- ・「食見海岸緑地帯」には近畿自然遊歩道があります。合同現地説明会や個別の現地調査の際に自然遊歩道のルートや留意事項などを説明します。

4 既存の建築物や工作物の取り扱いについて

- ・提案する範囲にある既存の建築物や工作物の形状変更・移設・撤去、土地の造成を伴う提案を行うことができます。ただし、実施内容や必要な対策を若狭町と優先交渉権者の協議により決定します。

5 法令等に基づく制限について

- ・若狭湾国定公園第2種特別区域、第3種特別区域に該当し、自然公園法に基づく規制の対象です。
- ・「食見海岸緑地帯」は福井県の定める重要景観地に位置づけされており、施設等の整備にあたり、県や若狭町との協議が必要です。
- ・提案する施設の整備、運営に必要な手続きをその他の各種法令に基づき適切に対応してください。

6 異常気象時の通行規制について

- ・公募対象地の接道である国道162号の若狭町食見地区と世久見地区の間は、連続雨量が140mmに達した場合、通行を規制（通行止）する区間です。